



鳥取県公報

平成 30 年 10 月 12 日(金)
第 9 0 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の変更の届出 (589) (福祉監査指導課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (590・591) (森林づくり推進課) 2
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等 (592) (県土総務課) 4
	県道の区域の変更 (593) (道路企画課) 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (18) 7
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (物品契約課) 9

告 示

鳥取県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	施術所の名称	所在地	変更年月日
林 寶善	ニギ治療院	米子市上福原三丁目19-21	平成30年6月15日

鳥取県告示第590号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町福兼字末鎌河原平318の2・319の2から319の12まで・323の2（以上13筆国有林）、318の1、319の1、322、323の1、324、大内字狼谷1039の4・1039の5（以上2筆国有林）

（2） 保安林として指定された目的

水源の涵養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字机1661の1

（2） 保安林として指定された目的

水源の涵養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第591号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町東上字小谷尻2088、2101の2、下中谷字下神田3033、3034、字原田3071の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町大内字上河原平744、字前河原755、756の1、757、758の2、760から766まで、767の1、768の1、字蜂蚊平769から771まで、大倉字後山平381・字谷奥平452（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、古市字下モ平769、字山根田平ラー 782から786まで、谷川字矢倉ヶ市955、956

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡伯耆町谷川字矢倉ヶ市955、956

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町倉谷字牛卸谷1294・1298の1・1299の1・1300・1301（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、羽田井字退休寺原1418の951、1418の965・字中山原1419の59・1419の228・字大谷1420の8・1420の16（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字遠茶畑1422の5、高橋字朽端969の1・970の1・字駈坂1004の1・字向駈坂1044の1・退休寺字樋谷西平475（以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西伯郡大山町羽田井字退休寺原1418の951、1418の965・字中山原1419の59・1419の228・高橋字朽端969の1・970の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第592号

平成31年度及び平成32年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めしたので、告示する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「業種区分」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる期間に、業種区分に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。

ア 2の(2)のアからウまでに係る受付（以下「第1期受付」という。）については、平成29年4月1日から入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請日」という。）までの期間

イ 2の(2)のエ及びオに係る受付（以下「第2期受付」という。）については、平成30年4月1日から申請日までの期間

(3) 国税又は地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。

(4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員等（役員、支配人及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤である者を含む。）としている法人若しくは個人でないこと。

(6) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 業種区分のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 業種区分のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類（各種証明書及び住民票は、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）を提出すること。

ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 総括表（様式第2号）

ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）

エ 測量等業務実績調書（様式第4号）並びに測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に係る登録内容確認書の写し、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に係る業務カルテ受領書の写し又は当該調書に記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務が完了したことを証する書類

オ 役員等名簿（様式第5号）

カ 次の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

（ア）第1期受付については、平成30年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

（イ）第2期受付については、平成31年10月1日の属する営業年度の直前の営業年度

キ 商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は、住民票の写し）

ク 1の(6)の登録を受けている場合にあつては、その登録の証明書の写し

ケ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の建設コンサルタント現況報告書（同規程様式第18号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

コ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の地質調査業者現況報告書（同規程様式第18号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

サ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の登録を受けている場合にあつては、直近の補償コンサルタント現況報告書（同規程別記様式第16号）の副本（確認印があるものに限る。）の写し

シ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

ス 県内に主たる事務所又は主たる事務所以外の事務所を有する者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税及び個人県民税を除く。以下同じ。）に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合を除く。）

（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税に係るもの

（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税に係るもの

セ スに該当しない者にあつては、国税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書

（ア）法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の3）

（イ）個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

ソ 様式第1号から様式第5号まで及び提出書類一覧表の電子データ（様式は、鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>）から入手し、作成したファイル（Excel2010形式に限る。）は、光ディスク（CD-R）で提出すること。）

タ 様式第1号から様式第3号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、測量等業務入札参加資格審査申請書変更届（様式第6号）を(4)に掲げる場所に速やかに提出すること。

(2) 提出期間

次に掲げる期間及び時間とする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、当該期間以外の期間に提出することができる。

なお、知事から鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号県

土整備部長通知)に基づく資格停止の措置等を受けている期間中であっても提出を妨げるものではない。

ア 平成31年4月認定

平成30年11月1日(木)から同年12月27日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 平成31年7月認定

平成31年4月1日(月)から同月30日(火)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで。

ウ 平成31年10月認定

平成31年7月1日(月)から同月31日(水)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで。

エ 平成32年4月認定

平成32年1月6日(月)から同月31日(金)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで。

オ 平成32年10月認定

平成32年7月1日(水)から同月31日(金)までの日(休日等を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

(4)の提出先に持参、郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとする。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)

(5) その他

この告示に記載されていない事項については、平成31年度及び平成32年度鳥取県測量等業務入札参加資格審査申請手続等説明書によるものとし、当該説明書は、鳥取県ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32810>)から入手するものとする。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成30年10月1日以後に会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日から入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成33年3月31日(次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める日)までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 平成33年度及び平成34年度の測量等業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成33年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

測量等業務に係る随意契約の相手方については、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を付与された者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

別表

業種区分	業務区分
測量業務	
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計

	設備設計
	建築監理
	建築監理（建築）
	建築監理（電気・機械）
土木関係建設コンサルタント業務	
地質調査業務	
補償関係コンサルタント業務	

鳥取県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年10月12日から2週間鳥取県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉 吉線	東伯郡三朝町大字片柴字上天満1026-5地先から同町大字砂原字上古川33-1地先まで	変更前	11.6~48.1	960.0
	東伯郡三朝町大字片柴字上天満1022地先から同町大字砂原字上古川33-1地先まで		6.0~20.9	886.0
	東伯郡三朝町大字片柴字上天満1026-5地先から同町大字砂原字上古川33-1地先まで	変更後	11.6~48.1	960.0
三朝中線	東伯郡三朝町大字片柴字郷道1315地先から同字1310-7地先まで	変更前	6.4~29.6	98.0
	東伯郡三朝町大字片柴字郷道1310-7地先から同地先まで	変更後	19.7~20.5	10.0

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第18号**

平成30年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年10月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成30年10月18日（木） 午後2時30分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 平成30年度明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査の結果について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年10月12日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年11月4日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成30年11月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
平成30年11月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年11月6日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年11月13日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年11月20日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年11月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | ロータリー除雪車（2.2m 220kW級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成30年8月3日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9 | |
| 5 落札金額 | 40,932,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成30年6月22日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | ロータリー除雪車（2.6m、220kW級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成30年9月11日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三協建機株式会社
鳥取市南栄町9 | |
| 5 落札金額 | 41,364,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成30年7月31日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |